第２号様式

誓約書（YCU 留学・研修プログラム）

公立大学法人横浜市立大学　理事長

私は、横浜市立大学海外留学・研修プログラム（以下、プログラムという）申込みにあたり、下記に記載される諸事項を遵守し、同意のうえ参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや横浜市立大学（以下、本学という）及び後援会による補助金交付の取り消し及び返金請求、そのほか本学による支援の取り消しについて異議を申し立てません。

申込にあたり遵守する事項

1. プログラム参加にあたっては、渡航期間だけでなく帰国後の報告まで、学業面及び生活面ともに学生自らが主体的になって行動、手続きをすること。
2. 応募書類提出後は、本学が正当と認めたとき以外参加取り消しは認められないので、十分理解の上、出願すること。
3. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保護者又は保証人の了解を得て出願すること。また、事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払うこと。
4. 教職員との面談や書類選考、プログラム提供団体及び派遣先による選考の上、プログラム参加及び本学・後援会による補助金交付の可否が決定されることをあらかじめ理解しておくこと。
5. 心身ともに健康であること。配慮を要する既往症や病気がある場合、申込時にグローバル推進室へ報告すること。
6. 上記５で該当があった場合、あるいは既往症又は治療中の疾病（精神疾患を含む）がある場合は、主治医からの最新の診断書及び留学に耐えうる健康状態であることを証明する書類を、本学が指定する期限までに提出すること。
7. 上記の申告の有無に関わらず、既往症や持病に関する費用は海外旅行保険の補償対象外となる可能性が高いこと、また保険の補償対象外となった場合、海外での医療費が高額になることを理解して応募すること。

参加確定後に遵守する事項

8. 参加に必要な諸手続き（派遣先に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、参加費用の支払い、保険加入等）は、本学からの連絡内容及び派遣先の指示に従い行うこと。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消される場合があることを了承すること。
9. 本学が主催する事前研修（危機管理オリエンテーションを含む）に全て出席すること。
10. 個人で航空券を手配する場合は、原則、現地空港発着時間が 17 時以降にならないフライトを利用し、乗継がある場合は乗継時間を２時間以上確保すること。
11. プログラム又は本学で居住先を定めている場合はその居住先に滞在し、定めていない場合は参加学生自身にて居住先を確保すること。参加学生自身で居住先を確保する場合は、必ず予約前にグローバル推進及び留学先に相談し、居住地域及び通学経路の安全性・利便性を考慮して決定すること。また、留学中に、居住先とは違う場所に滞在する必要がある場合には、グローバル推進室へ、行き先、滞在先、連絡先、同行者情報を事前に報告すること。
12. 出発から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険へ加入すること。
13. 本学指定の海外旅行保険に加入した場合でも、留学先大学等から別途現地保険に加入を求められた場合に、双方の保険に加入すること。
14. 提出書類に記載された学生本人及び保証人の個人情報、ならびに渡航中の事故情報(以下、個人情報という）について、所属学部・研究科、指定の海外旅行保険会社、危機管理団体（海外留学生安全対策協議会）、関係省庁及び在外公館が、事故対応、学生及び保証人との連絡、プログラム運営のために共有、利用することに同意すること。また、本学が、個人情報を派遣先の担当者に提供することに同意すること。
15. 本学からの補助金、後援会からの助成金は、本誓約事項を遵守できていないと判断された場合は、支給されない可能性があること、またいずれも予算の範囲で支給されるものであり、予算状況に応じて補助金・助成金交付の可否及び金額が決定されることをあらかじめ承諾すること。

プログラム参加中に遵守する事項

16. プログラム参加に伴う渡航期間中（以下プログラム期間中という）は、滞在国の法令、派遣先の諸規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先の指導責任者や担当者の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することがないよう注意すること。また、薬物・武器・模造品の購入・所持や使用については、派遣先の国・地域で適用されている法令のみならず、日本国の法令で禁止されているものについても行わないこと。
17. 本学の学生として、本人の自覚と責任において行動し、本学の威信を傷つけるような行為や本学の学生として不名誉となるような行為をしないこと。また、プログラム期間中、滞在先大学等で発生した学生の不注意による損害（対物・対人）の賠償については学生本人が全ての責任を負うものとし、また災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害についても、本学に一切責任を問わないこと。
18. プログラム期間中、派遣先で発生した学生の不注意による損害（対物・対人）の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとすること。
19. 派遣先では自動車及びオートバイの運転並びに留学保険にて補償されない活動は行わないこと。
20. 派遣国（地域）の治安・状況によっては、本学がプログラムの中止・延期又は帰国勧告を決定する場合があるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に従うこと。なお、その場合のかかった費用は学生本人が負担すること。
21. プログラム期間中は、グローバル推進室へ月例報告（長期プログラムのみ）等を行うこと。その他、本学への連絡が必要な事案が発生した場合は、すみやかにグローバル推進室へ連絡すること。

22. プログラム期間中、**個人での渡航国以外の第三国への出国は、学業等に支障がなく、本学及び現地担当者へ行き先、滞在先、連絡先、同行者情報等を告げ、了解が得られた場合のみとすること。**
23. プログラム期間終了後は、**予定されている行程のとおり帰国すること。ただし、長期プログラムについてはグローバル推進室に報告した上で１ケ月以内に限り延長することができる。**

プログラム終了後に遵守する事項

24. **本学指定の報告書を期日までにグローバル推進室へ提出すること。**また、報告書の本文及び添付された集合写真・個人写真などの個人情報をプログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用することを了承すること。また、派遣先大学等及び次期プログラム参加希望者、学内イベント来場者等に報告書を配布することに同意すること。
25. 単位を申請する際は、各学部・研究科の規則に従い、**自ら手続きを行うこと。**また、派遣先担当者及び担当教員の評価により成績が決定することを了承すること。
26. 今回提出した個人情報を利用して、本学が主催するイベント等の案内や各種プログラム説明会への体験者としての出席依頼など、グローバル推進室が連絡をする場合があることを了承すること。

参加取り消し及び強制帰国に関する事項

27. 以下の場合、**プログラム参加の取消しあるいは渡航中であっても本学から帰国勧告をする場合があることを理解すること。**
・諸手続きを全うしていないと判断された場合
・本誓約事項を遵守できていない場合
・本学の学費に未納があることが分かった場合
・本学又は派遣先で学則による懲戒処分を受けた場合
・渡航先の治安、衛生状況の悪化、事態急変等、その他特別な事情により、安全確保の観点から、渡航もしくは滞在に問題が生ずると本学または渡航国/受入れ先が判断する場合
・その他、本学がプログラム参加にふさわしくないと判断した場合

年　　月　　日

学部・研究科＿＿＿＿＿＿＿＿　学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

年　　月　　日

学生との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿　保証人氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿**（保証人直筆のこと）**